

公益財団法人 公益法人協会
第 65 回(臨時)理事会 議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案

「決議の省略の方法による評議員会の招集」の件

役員等候補選出委員会により選出された評議員候補者 1 名の評議員選任(新任)を、定款第 28 条に基づく評議員会の決議の省略の方法により評議員全員の同意を求めること。

- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 時枝孝子(雨宮孝子)
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日 令和 3 年 11 月 12 日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事 時枝孝子、鈴木勝治

理事総数 15 名 (同意書別添のとおり)

監事総数 3 名 (同意書別添のとおり)

令和 3 年 10 月 15 日、理事 時枝孝子(雨宮孝子) が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和 3 年 11 月 12 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、一般法人法第 96 条(定款第 50 条)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案(第 1 号議案)を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和 3 年 11 月 12 日

理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

理事 鈴木 勝治